

日經文庫

銀行取引の知識

吉原省三著



日本經濟新聞社

著者略歴

1933年：兵庫県生まれ（栃木県出身）

1955年：司法試験合格

1956年：東京大学法学部卒業。三菱
銀行入社

1965年：弁護士・弁理士登録。現在
にいたる

著書：『銀行取引法の諸問題』Ⅰ・
Ⅱ・Ⅲ（金融財政事情研究
会）『銀行取引』（共編・有
斐閣）『銀行取引の法律入
門』（共編・有斐閣）

日 経 文 庫 (248)

銀行取引の知識

昭和51年9月27日 1版1刷

昭和55年2月15日 2版1刷

著 者 吉 原 省 三

©Shozo Yoshihara 1976

発行者 黒 川 洸

東京都千代田区大手町1の9 郵便番号 100

発行所 日本経済新聞社

電話 (03) 270-0251 振替 東京 3-555

印刷 第一印刷所・製本 トキワ製本所

(分) 1234 (製) 1248 (出) 5825

本書の無断複写複製(コピー)は、特定の場合を除き、著作者・出版社の権利侵害になります。

銀行取引の知識

吉 原 省 三 著



日 経 文 庫

248

まえがき

私たちは預金者として、また借手として、直接間接に銀行と取引をしています。また会社などで経理を担当していれば、ほとんど毎日のように銀行とつきあっているでしょう。さらに最近では一般の銀行に対する関心も高まって、銀行に対しさまざまな意見があり、批判がなされています。このように銀行との取引は私たちの日常生活に密着し、また一国の経済活動とも深く結びついていますが、それだけに私たちは銀行取引の仕組、その法的関係、実務上の取扱いなどをよく知る必要があります。

銀行は預金を集めて貸出を行なうのが本来の姿であり、これが銀行取引の基本ですが、経済の仕組が複雑になるにしたがって、銀行取引の内容もいろいろに発展してきています。たとえばここ数年の間にも、コンピュータによる銀行のオンライン化、住宅ローンなど消費者金融の発達、公共料金などの自動振替制度の普及、キャッシュ・デイスペンサーの出現などによって、銀行の業務も大きく変わってきました。

そこでこの本では、現在の銀行が扱っている取引をひととおりすべて説明することにしませんが、紙数の関係もあるので、特に「預金」「貸出」「担保・保証・回収」に重点をおきまし

た。外国為替や手形交換のように、すでにこの文庫でとりあげられているものについては、それらも参照してください。

また銀行のあり方に対する批判と同時に、最近銀行の事務ミスということが問題となつていますが、銀行も万能ではなく、銀行のすることに間違いはないというような時代ではなくなつていきます。したがって銀行取引を円滑かつ安全に行なっていくためには、取引先である客と銀行との協力関係が必要であると思われれます。この本が銀行取引をする人にとって、また銀行側の人にとっても、銀行取引の手引書として役立てば幸いであると考えています。

なお、この本の初版は、昭和五十一年九月に発行されましたが、その後金利はいったん低下したものの、昭和五十四年に入ってまた上昇しています。そしてその間、銀行の資金調達面では譲渡可能定期預金が発行され、運用面では個人向け貸出の比重が高まってくるなどの変化がありました。そこで、新版を機会に、現在の情勢に合わせて加筆訂正しました。また、掲載した諸表の計数は、原則として昭和五十四年三月発行の『日本銀行の『経済統計年報』によつています。

昭和五十五年一月

吉原省三

目次

I 銀行取引とは何か

1	金融機関と銀行	九
(1)	金融機関の種類	九
(2)	普通銀行	二
(3)	専門金融機関	四
2	銀行取引の範囲と特徴	六
3	銀行取引の内容	三

II 預金

1	銀行取引と預金	三
2	各種の預金	六
(1)	当座預金	六
(2)	普通預金	七
(3)	通知預金	九

(4)	定期預金	一〇
(5)	納税準備預金	一〇
(6)	別段預金	一〇
(7)	自己宛小切手	一〇
(8)	自由円預金・外貨預金	一〇
(9)	定期積金	一〇
(10)	譲渡可能定期預金	一〇
3	預金の預入れと法律関係	三
(1)	預金取引の法律関係	三
(2)	預金契約の要物性と成立時期	三
(3)	預金契約と口座契約	三
(4)	預金の利息	三
(5)	預金者の認定	六
(6)	導入預金	六
(7)	預金の譲渡	六
4	預金の払戻し	七
(1)	預金の払戻し方法	七

(2)	無権利者に対する支払いと銀行の免責	六
(3)	定期預金の中途解約	三
(4)	時効	三
5	預金の差押えと滞納処分	五
(1)	預金に対する強制執行	五
(2)	滞納処分による差押え	六
6	預金と相続	六

III 手形交換

1	手形交換の機能	三
2	手形交換の仕組	四
3	不渡りと取引停止処分制度	六
(1)	不渡りと不渡り事由	六
(2)	不渡り届と異議申立制度	九
(3)	取引停止処分	三

IV 貸出

1	銀行取引と貸出	五
2	各種の貸出取引	九

V 担保・保証・回収

(1)	手形割引	九
(2)	手形貸付	一三
(3)	証書貸付	一五
(4)	当座貸越	一六
(5)	支払承諾	一八
(6)	貸付有価証券	二一
(7)	代理貸付	二一
(8)	消費者金融	二三
(9)	コール・ローン	二六
3	貸出取引の方法	二八
(1)	貸出手続	二八
(2)	銀行取引約定書	二九
(3)	貸出金利	三〇
(4)	歩積・両建預金	三三
(5)	貸出先の変動	三七
1	担保の機能	三九
2	各種の担保	三三
(1)	預金担保(相殺)	三三

VI 内国為替

2	手形担保	三二
(3)	代金債権担保	三三
(4)	有価証券担保	三三
(5)	商品担保	三六
(6)	営業用動産担保	三六
(7)	不動産担保	三六
3	保証	三六
4	滞納処分と担保権との関係	三六
5	貸出先の倒産と整理手続	三六
1	為替取引の機能と仕組	三九
2	振込	三九
3	送金	三九
(1)	普通送金	三九
(2)	電信送金	三九
(3)	国庫送金	三九
4	代金取立	三九

VII 外国為替

1	外国為替取引の機能と種類	三九
2	輸出	三九
3	輸入	三九
4	送金その他の取引	三九

VIII 付随業務

1	付随業務の範囲	三九
2	保護預かり	三九
3	代理事務	三九
(1)	株式払込金の受入	三九
(2)	配当金等の支払い	三九

IX 銀行周辺業務

1	銀行周辺業務の性格	三九
2	各種の銀行周辺業務	三九
(1)	クレジット・カード	三九

X 銀行秘密と銀行調査

(2)	ファイナンス・リース	一八四
(3)	ファクタリング	一八五
(4)	ベンチャー・キャピタル	一八七
(5)	経営相談業務等	一八八
(6)	共同会社	一八九
1	銀行取引と銀行秘密	一九〇
2	銀行に対する調査	一九二
3	信用照会と信用調査機関	一九三

I 銀行取引とは何か

1 金融機関と銀行

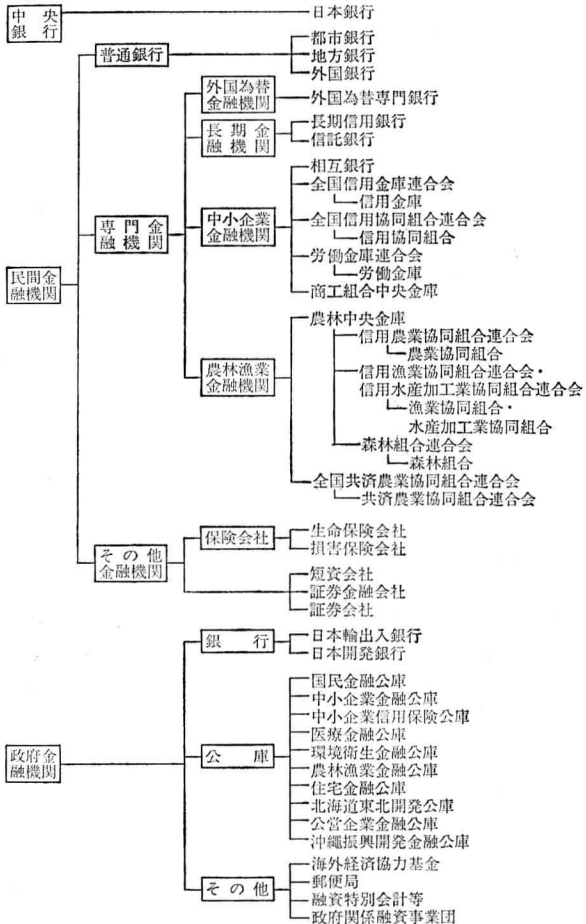
(1) 金融機関の種類

日本中どここの市や町にいても、銀行や相互銀行や信用金庫などがあります。大きな都会の中心部には、これらの金融機関の店舗が集まっています。これらの金融機関は、たとえば預金を払戻しにいく場合に「銀行へいってくる」というように、一口にみな銀行と呼ばれています。しかし、実はわが国にはいろいろな金融機関があって、制度的には銀行はその一部にすぎません。

それにもかかわらず一般に銀行という表現が通用しているのは、これらの金融機関が同じような取引をしているからです。そしてその取引が銀行取引であり、銀行取引をしているところを一般には銀行といっているわけです。この本はその銀行取引について説明するわけですが、その前にまず金融機関としてどのようなものがあるかをみることにしましょう。

わが国の金融機関には、図1に掲げたように、中央銀行、民間金融機関、政府金融機関の三種があります。

図 1 現行金融機関の組織



出所：日本銀行調査局『わが国の金融制度』より一部修正して転載。

【中央銀行】 中央銀行は日本銀行一行だけで、わが国唯一の発券銀行であり、通貨である日本銀行券を発行しています。日本銀行は、そのほか他の金融機関に対し貸出および手形割引、預金の受入などを行なっていて、金融機関の銀行としての機能を果たすとともに、政府に対する貸出、国債の応募・引受、政府関係の預金の受入と出納事務、外国為替資金特別会計に集中される外貨の受払いおよび管理など、政府の銀行としての機能をもっています。

【民間金融機関】 民間金融機関には、普通銀行、専門金融機関、その他金融機関（保険会社、証券会社など）があり、それぞれの根拠法令に基づいて政府の監督のもとに取引を行なっています。金融機関に保険会社や証券会社まで含めるのは不思議に思われるかもしれませんが、金融というのはお金を融通することですから、お金の融通に関する業務を行なっているところはすべて金融機関です。ですから、金融機関がすべて銀行取引を行なっているわけではありません。

【政府金融機関】 一定の政策目的に基づいて設立された金融機関で、その活動がいわゆる財政投融资といわれるものです。これらの金融機関の活動の資金は、郵便貯金・厚生年金などの大蔵省資金運用部資金、簡易生命保険・郵便年金積立金などの簡保資金など、いわゆる財政資金、債券、借入金などによってまかなわれています。

(2) 普通銀行

普通銀行は、「銀行法」に基づいて営業免許を受けている金融機関で、都市銀行、地方銀行、

表 1 金融機関主要資力および投資一覧

(1978年3月末現在, 単位: 100億円)

	預金および債券		貸 出		有 価 証 券	
	金 額	%	金 額	%	金 額	%
全 国 銀 行	16,458	45.1	11,020	38.2	2,881	37.2
(うち都市銀行)	(6,859)	(18.8)	(5,843)	(20.3)	(1,342)	(17.3)
相 互 銀 行	2,018	5.5	1,614	5.6	254	3.3
信 用 金 庫	2,478	6.8	1,946	6.7	304	3.9
商 工 中 金	461	1.3	450	1.6	23	0.3
農 林 中 金	796	2.2	412	1.4	241	3.1
農 業 協 同 組 合	1,942	5.3	926	3.2	100	1.3
生 命 保 険	1,690	4.6	1,095	3.8	441	5.7
損 害 保 険	433	1.2	126	0.4	177	2.3
政 府 金 融 機 関	—	—	2,747	9.5	94	1.2
資 金 運 用 部	6,277	17.2	5,050	17.5	1,235	15.9
簡易保険・郵便年金	958	2.6	454	1.6	367	4.7
そ の 他	2,979	8.2	3,016	10.5	1,630	21.1
計	36,489	100.0	28,855	100.0	7,747	100.0
重 複 勘 定	4,053		2,655		914	
差 引	32,436		26,120		6,833	

出所: 日本銀行『経済統計年報』より。

注: 信託勘定を含むので表7, 8と一致しない。

外国銀行の三種類があり、商業銀行とも呼ばれています。

【都市銀行】大都市に本拠があり、全国的な営業圏をもっている銀行で、現在、第一勧業銀行、富士銀行、住友銀行、三菱銀行、三和銀行、東海銀行、太陽神戸銀行、三井銀行、協和銀行、大和銀行、埼玉銀行、北海道拓殖銀行の一二行があり、普通はそのほかに外国為替専門銀行である東京銀行も含めて、都市銀行といっています。都市銀行の資金量は全国銀行（都市銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行）の約半分に当た

I 銀行取引とは何か

表 2 主要金融機関の数
(1978年3月現在)

	行 数
都市銀行 (うち外国為替専門銀行)	13 (1)
地方銀行	63
信託銀行	7
長期信用銀行	3
外国銀行	61
相互銀行	71
信用金庫	466
信用協同組合	492
労働金庫	47
農業協同組合	4,595
漁業協同組合	1,749

出所：日本銀行『経済統計年報』（外国銀行は1979年2月の日経調べ）。

り、わが国の金融機関のなかで大きな比重を占めています。

【地方銀行】 地方都市に本店を置き、その地方の府県内を主な営業基盤とする銀行で、現在六三行があります。地方銀行も業務の内容は都市銀行と変わりませんが、個人の貯蓄性の預金の比重が高く、主として地元の企業を対象として取引を行っています。

【外国銀行】 外国に本店のある銀行が、わが国に支店・出張所・代理店などを設けて銀行業務を行なおうとするときは、各営業所ごとに代表者を定めて、「銀行法」による大蔵大臣の免許を受けなければなりません（銀行法三二Ⅰ）。

そしてこの免許を受けると銀行法に基づく銀行とみなされ、わが国の銀行と同様に銀行業務を行なうことができます。これを外国銀行といっていますが、営業活動としてはもっぱら外国為替取引に重点があります。

なお戦前には、「貯蓄銀行法」に基づく貯蓄銀行がありました。貯蓄銀行は当座勘定取引ができず、貸出についても制限があって、貯蓄のための預金専門銀行でした。しかし昭和十八年に制定された「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」

によつてその業務は普通銀行に引継がれ、現在は貯蓄銀行は存在しません。

(3) 専門金融機関

専門金融機関は長期金融や中小企業金融など、特定の分野のために設けられた金融機関で、その目的に応じ次のようなものがあります。

【外国為替専門銀行】「外国為替銀行法」に基づいて免許を受けた銀行で、東京銀行一行だけです。その業務は外国為替や信用状取引が主で、貸出取引は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付、手形の割引、債務の保証または手形の引受に限られています（外国為替銀行法六）。そしてそのための資金として預金の受入ができますが、それだけでは不十分なので債券の発行が認められています（同法九の二）。

なお外国為替業務は、一般の銀行も大蔵大臣の認可を受ければ取扱うことができ（外国為替及び外国貿易管理法一〇）、この認可を受けた銀行を外国為替公認銀行といっています。

【長期信用銀行】「長期信用銀行法」に基づく銀行で、日本興業銀行、日本長期信用銀行、日本債券信用銀行の三行があります。長期信用銀行は、設備資金または長期運転資金に関する貸付、手形の割引、債務の保証または手形引受など、長期資金の融資を専門とする銀行で（長期信用銀行法六）、そのための資金調達手段として債券の発行が認められています。その半面、取引先以外の者からの預金の受入は制限されており、普通銀行と業務分野が競合しないようになっています。

【信託銀行】 信託銀行は「銀行法」に基づく銀行ですが、「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」に基づいて信託業務を行なっている銀行で、三井信託銀行、三菱信託銀行、住友信託銀行、安田信託銀行、東洋信託銀行、中央信託銀行、日本信託銀行の七行があります。このほかに都市銀行のなかでは大和銀行が信託を兼営していますが、これは信託兼営銀行といって信託銀行とは区別しています。信託銀行は普通銀行と同じ業務も行なっていますが、その主な業務分野は信託であり、これによって調達した資金によって長期の融資を行なっています。

【相互銀行】 相互銀行は「相互銀行法」によって、昭和二十六年に無尽会社から転換発足した中小企業専門金融機関です。相互銀行の特徴は、無尽から発展した相互掛金を行なっていることです。最近ではこの掛金はしだいに少なくなつて、業務の内容は普通銀行と変わりのないものになってきました。そこで昭和四十三年に「金融機関の合併及び転換に関する法律」が制定され、相互銀行から普通銀行に転換することができるようになり、同年業界最大の日本相互銀行が普通銀行に衣替えして太陽銀行（現在の太陽神戸銀行）となりました。また昭和五十一年一月には、普通銀行である青和銀行と相互銀行である弘前相互銀行が合併しています。

このように相互銀行は成長して、上位の相互銀行の資金量は地方銀行を上回り、普通銀行と実質的に変わらなくなつてきています。

【信用金庫】 信用金庫は「信用金庫法」に基づく会員制の中小企業金融機関です。信用金庫